

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和2年2月21日答申分

## 答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900153号  
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900029号

## 第1 結論

昭和61年5月から同年11月までの請求期間、平成11年6月から平成12年3月までの請求期間及び平成12年6月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年5月から同年11月まで  
: 平成11年6月から平成12年3月まで  
: 平成12年6月から同年10月まで

請求期間は、私が無職の時期だったので、母が国民年金保険料を立て替えて払ってくれていました。支払った分が未納になっている原因として、母が私の住所の記載を間違えて登録していた可能性や同じA市に同姓同名の方がいたので、間違いが生じたのではと考えます。

請求期間を、国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間、及びまでの期間に係る国民年金保険料の納付方法及び納付した金融機関については母親から聞いていないが、母親が立て替えて支払った領収書を見せてもらったと主張しているところ、A市は、請求期間、及びまでの期間に係る国民年金保険料を納付したことを確認できる資料はない旨回答している。

また、請求期間は3か所(22月)あり、A市及び社会保険事務所(当時)が複数回にわたり請求者の国民年金保険料の納付について記録しなかったとは考え難い。

さらに、日本年金機構は、請求者が所持している年金手帳に記載されている「\*」以外に請求者へ払い出された番号はない旨回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求期間、及びまでに係る国民年金保険料を納付したとする母親は既に亡くなっており、父親も高齢のため国民年金保険料の納付状況について具体的な陳述を得ることができない。

なお、請求者は同じA市の同姓同名の方と間違いが起きたのではないかと主張しているものの、請求者の国民年金の記録は同一の国民年金手帳記号番号(\*)で一貫して管理されていることから、A市及び社会保険事務所において、同姓同名を理由に事務処理が誤ったとは考え難い。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間、及びについて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間、及びについて、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間、及びの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900134号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1900029号

## 第1 結論

平成14年5月1日から平成17年6月29日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

平成15年6月10日、平成15年12月10日、平成16年6月10日及び平成16年12月10日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年5月1日から平成17年6月29日まで  
平成15年6月10日  
平成15年12月10日  
平成16年6月10日  
平成16年12月10日

私が保管しているA社B事業所の給与明細書及び賞与支給明細書により、請求期間の厚生年金保険料が月ごとに340円多く控除されていることが分かった。年金記録を控除額に見合った標準報酬月額及び標準賞与額に見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間 について、A社B事業所が提出した算定結果照会画面、C企業年金基金が提出した厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届及び請求者が提出した給与明細書により、請求者の平成13年から平成16年までに係る標準報酬月額を検証したところ、算出された標準報酬月額はオンライン記録と一致することから、請求者の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

なお、請求期間 について、請求者は、給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額が、当時の保険料率により算出される保険料額より多いことから、A社B事業所における給与事務に間違いがある旨主張をしているが、当該事業所及びC企業年金基金は、平成14年4月分以降の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額については、C厚生年金基金規約(当時)により、上乗せ掛金又は加算年金掛金の加入者負担として千分の1の率を上乗せして控除していた旨回答している。

2 請求期間 、 、 及び について、請求者が提出した賞与支給明細書に記載がある賞与支給額は、オンライン記録の標準賞与額(千円未満は切り捨て)と符合していることから、請求者の標準賞与額の見直しを認めることはできない。